

様式44

令和 5年 6月29日

三重県知事 一見 勝之 殿

医療法人住所
医療法人の名称
理事長
電話

鈴鹿市白子駅前35番3号
医療法人 愛心会
猪谷 健
(059)386-0605

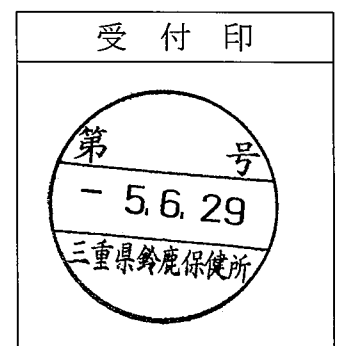


決 算 届

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

【添付書類】

- 1. 事業報告書
- 2. 財産目録
- 3. 貸借対照表
- 4. 損益計算書
- 5. 監事の監査報告書



様式1

事業報告書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1. 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 愛心会

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 三重県鈴鹿市白子駅前35番3号

(3) 設立認可年月日 昭和62年10月27日

(4) 設立登記年月日 昭和62年11月12日

2. 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	イタニ・クリニック	三重県鈴鹿市 白子駅前35番3号	一般病床 0床
			療養病床 0床
			[医療保険 0床]
			[介護保険 0床]

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当する業務なし

(3) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 4年 5月31日 令和3年度決算の決定

令和 5年 3月25日 令和 5年度事業計画及び収支予算の決定

様式2

※医療法人整理番号

D 2

法人名 医療法人 愛心会

所在地 鈴鹿市白子駅前35番3号

財 産 目 録

(令和5年3月31日現在)

1. 資 産 額	127,823千円
2. 負 債 額	2,020千円
3. 純 資 産 額	125,803千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	74,300
B 固 定 資 産	53,523
C 繰 延 資 産	0
D 資 産 合 計 (A+B+C)	127,823
E 負 債 合 計	2,020
F 純 資 産 (D-E)	125,803

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式3-2

※医療法人整理番号 D2

法人名 医療法人 愛心会
 所在地 鈴鹿市白子駅前35番3号

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I. 流動資産	74,300	I. 流動負債	2,020
II. 固定資産	53,523	II. 固定負債	0
1. 有形固定資産	53,435	負債 合計	2,020
2. 無形固定資産	0	純資産の部	
3. その他の資産	88	科 目	金 額
III. 繰延資産	0	I. 資本金	10,000
		II. 資本剰余金	0
		III. 利益剰余金	115,803
		IV. 評価・換算差額等	0
		純資産 合計	125,803
資産 合計	127,823	負債・純資産 合計	127,823

様式4-2

※医療法人整理番号 02

法人名 医療法人 愛心会

所在地 鈴鹿市白子駅前35番3号

損 益 計 算 書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I. 事業損益	
A. 本来業務事業損益	
1. 事業収益	65,002
2. 事業費用	76,470
本来業務事業損失	11,468
B. 附帯業務事業損益	
1. 事業収益	0
2. 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	11,468
II. 事業外収益	278
III. 事業外費用	0
經常損失	11,190
IV. 特別利益	1,768
V. 特別損失	0
税引前当期純損失	9,422
法人税等	72
当期純損失	9,494

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 愛心会

理事長 猪 谷 健 殿

私は、医療法人 愛心会の令和4会計年度(令和 4年 4月1日から令和 5年 3月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事等からその職務の執行状況を聴取し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上

令和 5年 5月24日

医療法人 愛心会

監 事 松 井 香

